

平成 30 年第 6 回定例会一般質問通告事項

12 月 5 日 午 後	柿 本 和 彦 議員（ 平 成 会 ）	質問方式：一問一答方式
	<p>1 協働のまちづくりの推進について～地域コミュニティに存在する公共施設～</p> <p>(1) 地域コミュニティにおいて、市民が集う施設には、こういった名称の建物があるか</p> <p>(2) 公民館と呼ばれている施設において、社会教育法で定める公民館と、そうでない単に呼称が公民館となっている施設はそれぞれの程度あるか</p> <p>(3) 市民が集う施設において、いきいきサロンという呼称を使っている集会所はどの程度あるか</p> <p>(4) 市民が集う施設の設置者、管理者はどのような形態のものがあるか</p> <p>(5) 市民が集う施設において、設置の法的根拠、またそれに伴う利用上の制約はあるか</p> <p>(6) 市民が集う施設の電気代や水道料金等の管理費はどのようになっているか</p> <p>2 協働のまちづくりの推進について～自治会（町内会）単位でのまちづくり～</p> <p>(1) 協働のまちづくりのゴール（＝目指す姿）をどのように考えているか</p> <p>(2) 協働のまちづくりを目指すためには、ある程度の権限を自治会（町内会）に移譲することが必要だと考えるがどうか</p> <p>(3) これまで実施している『市民活動支援事業』において、自治会（町内会）が申請した実績は近年5年間でどの程度あるか。また、その実績数について、どのように考えているか</p> <p>(4) 自治会（町内会）を元気にするために、『地区まちづくり計画』をそれぞれの自治会（町内会）で策定することを推進してはどうか</p> <p>(5) 『地区まちづくり計画』で地域コミュニティの課題解決を行うような事業計画に助成制度を新設してはどうか</p>	

3 協働のまちづくりの推進について～公民館を核とした地域課題の解決～

- (1) 社会教育法で定める公民館において、主催講座、自主サークルはどの程度開催されているか。また、主催講座、自主サークル、それぞれ最多の公民館と最少の公民館の講座数はどの程度か
- (2) 公民館は趣味やスキルアップのための自主サークルを開催していくことはもちろんだが、それだけであれば、いわゆる貸館にして、社会教育法の縛りを無くした方が利用し易いことになる。社会教育を通じた“ひとづくり”や“つながりづくり”は、それ自体が大きな意義を有するものだが、人口減少、高齢化、少子化の流れを考えれば、地域課題を解決するなかで、地域を活性化し、“地域づくり”を推進していくことが、より重要になってくると思うがどうか
- (3) 公民館において、地域課題の解決に取り組んだような主催講座（主催事業）は、近年、どのようなものがあるか
- (4) 地域課題の解決に積極的に取り組む公民館を増やすよう、2020年から創設される社会教育士を公民館に配置することを検討してはどうか
- (5) 複数の自治会（町内会）がエリア対象となるような拠点の公民館には館長を補佐する担当を付けることを検討してはどうか
- (6) 向東公民館が文部科学大臣表彰を受賞したが、過去に受賞した公民館を含め、事例集を作成して活用してはどうか
- (7) 公民館での主催講座では市民がさまざまなまちづくりに参画しているが、市民総合賠償補償保険は適用されるのか。また、適用されるのであれば、どのような補償になっているのか

4 協働のまちづくりの推進について～集会所の有効活用～

- (1) 尾道市内にある指定避難所に避難する場合、住居から最寄りの避難所まで最も距離が遠いのはどのくらいだと推定しているか
- (2) 高齢者にとって、知らない人がたくさんいる避難所よりも、より身近な自治会（町内会）の集会所の方が避難行動を取りやすいように思うが、どのように考えるか
- (3) 自治会（町内会）の集会所を避難所に指定する上で、障害となることはあるか。また、避難所に指定する際、どのような課題があるか
- (4) 集会所に井戸を掘る際の助成制度を創設してはどうか

5 協働のまちづくりの推進について～地域と連携したキャリア教育の推進～

- (1) 現在、各中学校で行われている地域貢献活動は、どのようなものがあるか
- (2) 自治会（町内会）と連携し、地域の行事やお祭りに中学生が主体的に参画できるような機会を創ってはどうか